

株式等の振替に関する業務規程等の一部改正について

2024年3月5日

株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨及び概要

(1) 株式等振替制度における非上場株式等の取扱い

ア. 趣旨

株式等振替制度では上場株式等を主な取扱対象としているが、今般、制度利用者から要望が寄せられたことを踏まえ、金融商品取引所に上場していない株式等（以下「非上場株式等」という。）のうち要件を満たしたものを取扱対象として追加することとし、「株式等の振替に関する業務規程」（以下「規程」という。）及び「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）の一部を改正する。

イ. 概要

非上場株式等を株式等振替制度の取扱対象に追加する等、所要の改正を行う。（規程第6条、第285条の75、規則第2条、第3条、第5条）

(2) 非上場の振替新株予約権に係る行使日程の見直し

ア. 趣旨

非上場の振替新株予約権について、機構加入者が機構に対し新株予約権行使請求の取次ぎの請求又は通知を行った日の3営業日後を振替株式の新規記録日とする日程を原則としているが、同行使請求又は通知を行った日の2営業日後を振替株式の新規記録日とする日程が一般的となっていることを踏まえ、実態に即した制度整備を行う観点から、行使の日程を定めている規定について所要の改正を行う。

イ. 概要

非上場の振替新株予約権に係る行使請求の取次停止期間及び行使により交付される振替株式の記録に関する日程の見直しを行う。（規則第345条、347条）

(3) その他

その他所要の規定の整備を行う。（規程第35条）

2. 施行日

2024年4月1日から施行する。ただし、1（2）の改正規定は、2024年3月25日から施行する。

以上